抑制廃止宣言

東小樽病院は
抑制廃止宣言をしております

「東小樽病院は、入院中の患者さま及びご家族の人権を尊重するために、
平成 12 年 4 月に抑制廃止を宣言しました」

緊急やむを得ない場合以外は、抑制をすることはありません

ただし、抑制をしないための取り組みを実施しても、患者様の安全が確保できないなど緊急やむを得ないと判断された場合、抑制を考慮することもあります。

＜緊急やむを得ない場合の要件＞

切迫性

利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
（意識障害、説明理解力低下、精神症状に伴う不穏、興奮）

非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
（薬剤の使用・病室内環境の工夫では対処不能、継続的な見守りが困難など）

一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的である
（点滴・経管栄養滴下時のみ一時的に抑制をする）

令和8年度身体的拘束の実施率（%）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
6.03	5.27	2.77									